

新旧対照表

浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和4年規則第54号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の負担）</p> <p><b>第8条</b> 日常生活用具の給付等の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、給付等に係る額（居宅生活動作補助用具の給付等の場合にあつては、別表に定める基準額。第15条第2項において同じ。）に100分の10を乗じて得た額を負担しなければならない。<u>ただし、同一の月に決定のあった日常生活用具に係る当該額の合計は、18,600円を限度とする。</u></p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>法第4条第2項に規定する障害児（保護者が里親である者を除く。）であつて、その保護者が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号から第6号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者に限る。）に該当すること。</u></p> <p>(3) <u>法第4条第2項に規定する障害児（保護者が里親である者に限る。）であつて、当該障がい児のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令第24条第1号から第6号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者に限る。）に該当すること。</u></p> <p>2 省 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 <u>この規則は、令和7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 <u>改正後の浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の</u></p>	<p>（費用の負担）</p> <p><b>第8条</b> 日常生活用具の給付等の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、給付等に係る額（居宅生活動作補助用具の給付等の場合にあつては、別表に定める基準額。第15条第2項において同じ。）に100分の10を乗じて得た額を負担しなければならない。</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 法第4条第2項に規定する障害児であつて、その保護者が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号から第6号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者に限る。）に該当すること。</p> <p>2 同 左</p>

改正後	改正前
<p><u>規定は、施行日以後の申請に係る給付等について適用し、施行日前の申請に係る給付等については、なお従前の例による。</u></p>	